調査票 1

都道府県・ 政令指定都市名	13 東京都

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局	部調	₹ (室)	名	生活文化局都民	生活部男女	平等参画課				
担	当	職	員	数	7	人	(専任	7	人、兼任	人)	

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名	称	東	東京都男	女平等参	多画推進	会議					
設	置 年 月 日 ・ 根 拠		平成	12	年	7	7 J	月	21	日	根拠: 東京都男女平等参画推進会議
長	の 役 職			生活文	化局長						

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

	会	議	の	名	称		東京都	男女平	等参画審議会	ŧ				
i	設	置	年	月	日	平成	12	年	7	月	25	日		
1	構		成		員		25	人	(女性	11	人、男性	14	人)	

4 男女共同参画に関する計画

-	<u> </u>	7 411 1										
		計画期間	平成	24	年	4	月	~	29	年	3	月
	名	称		男女平	等参画の	ための東京	都行動	助計画	チャン	⁄ス&サポー	-トプラン:	2012
	改定・見直し	の予定時期	平成	29	年	4	月		1	Ħ		← 未定の場合はOをつけてください。
	女性活躍推	進法の推進計画と一体である		※いずれ	か1つに0をつ	oけてください。						
	女性活動推	推進法の推進計画と別に作成	0									

5 男女共同参画に関する条例

6

NACH PER CALL										
有の場合	名		称			東京都男女	女平等	参画基本多	条例	
	公	布	日	平成	12	年	3	月	31	日
	施	行	日	平成	12	年	4	月	1	日
	改	正	日	平成		年		月		日
	改	正内	容							
	改正が予定され	れてい	る場合、改正予定	≧時期:	平成		年		月	
無の場合	制定等	まにつし	ハて検討中(あれ	ば、具体的)に)					
※ どちらかにOを つけてください。	特に核	討して	こいない							

調査時点コードを以下より選択してください

							DATENW		×10/2	110 6 1126	. •	
F議	会等委員への女性の登用			1:平	成28年4月	1日	2:平	成28年5	月1日	3:その他:	平成 年	月日
	目標値	平成	28	年度まで	35	%	平成		年度ま	で	%	
	根 拠		平成24	年1月18日	東京都男女	平等参画	画推進会議:	央定及び男	女平等参	画のためのす	東京都行動	計画
目相	票設定の対象である審議会等の範囲						D附属機関 置する懇談		:令設置)			
п 1 8	震設定の対象である審議会等における登用状況	調査	時点コード	1	審議会	会等数(182)うち女性	主委員を含む	審議会等数(153)
ㅂㅋ	宗政との対象でのる番譲去寺における豆用仏 流		延総委	員等数(2,371)延女性	生委員等数	654)	女性比率(27.6)
地方	i自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状	調査	時点コード	1	審議会	会等数(48)うち女性	上委員を含む	審議会等数(46)
況			延総委	長員等数(657)延女性	上委員等数	195)	女性比率(29.7)
法律	₹又は政令により地方公共団体に置かなければならない	調査	時点コード	1	審議会	会等数(40)うち女性	上委員を含む	審議会等数(38)
審議	会等における登用状況(*)		延総委	員等数(1,864)延女性	上委員等数	541)	女性比率(29.0)
地方	5自治法(第180条の5)に基づく委員会等における	調査	時点コード	1	審議会	会等数(9)うち女性	E委員を含む	審議会等数(5)
登月	引状況		延総委	員等数(92)延女性	生委員等数	12)	女性比率(13.0)
	目標値以外の目標設定							なし				
	人材名簿作成の有無	有	0	(公表		•非公表	表 O) •無		作成	予定有	
女性	人材名簿が有る場合	掲載人	、数 577	人	(平成	28	年	4	月現在)		
登		人材育	成事業の実	産施の有無	有	ī O	- 無	ŧ				
一登用方	その他	委 員	の公募		有	ī O	- 無	ŧ				
策	- で の 地	そ	の他									

注(*) 平成28年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの (参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

調査時点コードを以下より選択してください

以注公務員の	休用"豆用认沉							- 四旦吋示	コ IPを以	「みり送」		· ·	
1)−1管理職の	在職状況							選打	沢してくださ	:ر <i>ا</i>	その他:	平成 年 月	月日
		管理職総	数(※)					女	性 管	理 職	の 内	:訳	
			うち女性		部局長相	当職		次長相当	職		課長相当	職	
		(人)	管理職数 (人)	(%)	(人)	うち女性	女性比	(人)	うち女性	女性比	(人)	うち女性	女性比率
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	数(D)	率	(E)	数(F)	率	(G)	数(H)	
本庁	計	1,963	222	11.3	512	45	8.8	241	6	2.5	1,210	171	14.1
本川	うち一般行政職	1,139	181	15.9	297	40	13.5	18	1	5.6	824	140	17.0
支庁·地方事	計	2,059	422	20.5	601	62	10.3	0	0		1,458	360	24.7
務所等	うち一般行政職	963	177	18.4	218	29	13.3	0	0		745	148	19.9
全体	計	4,022	644	16.0	1,113	107	9.6	241	6	2.5	2668	531	19.9
土体	うち一般行政職	2,102	358	17.0	515	69	13.4	18	1	5.6	1569	288	18.4
再掲	敬 寂 朋 区		19	2.5	263	3	1.1	241	6	2.5	261	10	3.8
丹抱	教育委員会	135	15	11,1	25	2	8.0				110	13	11.8

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

選択してください その他: 平成年月日

		課長補佐					
		相当職(人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	係長相当職	うち女性 数 (人)	女性比 率
本庁	計	4,967	1,092	22.0	2,787	133	4.8
本川	うち一般行政職	3,074	893	29.1	122	12	9.8
支庁・地方事	計	6,149	2,106	34.2	3,478	100	2.9
務所等	うち一般行政職	2,349	648	27.6	85	20	23.5
全体	計	11,116	3,198	28.8	6265	233	3.7
土体	うち一般行政職	5,423	1,541	28.4	207	32	15.5
再掲	警 察 関 係	1,330	29	2.2	6,265	233	3.7
1-7 1E)	教育委員会	822	321	39.1			

(1)-3新規昇任者数

平成27年4月1日~28年3月31日

		am = 10.11.74			課長補佐					
		課長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	相当職(人)	うち女性 数(人)	女性比 率	係長相当職	うち女性 数(人)	女性比 率
本庁	計	52	5	9.6	521	86	16.5	429	20	4.7
本/1	うち一般行政職	21	1	4.8	176	64	36.4	9	2	22.2
支庁·地方事	計	426	47	11.0	460	168	36.5	375	20	5.3
務所等	うち一般行政職	141	26	18.4	165	59	35.8	23	8	34.8
全体	計	478	52	10.9	981	254	25.9	804	40	5.0
主体	うち一般行政職	162	27	16.7	341	123	36.1	32	10	31.3
再掲	警 察 関 係	279	13	4.7	342	14	4.1	804	40	5.0
17715	教育委員会	5	1	20.0	41	23	56.1			

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項 考慮要素としている事項すべてに〇を記入してください。

	_ /	,				7-7-74	-5 #25-5-7	120 11		11-0-	10,100
	勤務	昇試	任験	昇 試	挌 験	部局等の	経 験	遠隔地 での長 期研修	遠隔地での	本人の布	その他(具体的にご記入ください)
	成 績	面接のみ				推薦	年 数		勤務経験	望	
課長級	0		0			0	0		0	0	
補佐級	0		0			0	0		0	0	
係長級	. 0		0			0	0			0	

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数 平成27年4月1日~28年3月31日

				全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性受 験率 (%)
昇	任	試	験	46,412	5,218	11.2
昇	格	試	験	0	0	

(**2) 女性公務員の採用状況** 平成27年4月1日~28年3月31日

				総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
		全体		4,218	1,253	29.7
			うち 上級	2,725	727	26.7
		うち一般行政職		801	310	38.7
I			うち 上級	620	266	42.9
		うち警察関係		2,232	311	13.9
			うち 上級	1,246	171	13.7

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置 ※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

5女共内参画・女性のだ		ツみル酸文	/议里		不被政ツル	品放か,0	この金口・		する、火のシート(師	三衆ハ2/ハこ肌・	ないてくだらい。
名 称	東京ウィメ	ンズプラザ						愛称·通称			
設置年月日	平成	7	年	11 月]	10	日	施設形態	〇 単独施設	複合	·施設
	郵便番号	: 150-000	l 值	注 所: 9	東京都渋谷	区神宮	前5-53	-67			
所在地等	電話番号	: 03-5467-	-1711(代表 F	AX番号:	: 03	3-5467-	-1977				
	ホームペー	ジ:http://w	ww1.tokyo-wo	mens-pla	za.metro.to	kyo.jp/					
	1. 施設管	理	直営(担当部	8局名:東	京都生活	文化局	都民生活部	部東京ウィ	メンズプラザ		
管理·運営主体			指定管理者	(名称:)
※1~2について、該当するも のに〇をつけ、記入してくださ			その他()
い。	2. 事業運	営 〇	直営(担当部	8局名:東	京都生活	文化局	都民生活部	部東京ウィ	メンズプラザ		
			指定管理者	(名称:)
			その他()
職員数	常勤	9	人、	非常勤	32	人	予算額	平成2	28年度	956,767	千円
	* 美	€施している	ものに〇を付								
主な事業	O 1.	広報啓角			DV防止)、 くに関するを				京ウィメンズプラザフ	フォーラムの開催	、ワーク・ライ
	O 2.	講座(主							する講座等		
	О 3.	相談事業	(主な事項 -	-般相談、	特別相談	法律相	談・精神和	4医相談・5	男性相談)		
男女共同参画・女性に 関するもの	O 4.	情報収集	・提供(主な事	事項: 図	書資料等	の収集	・提供、メー	-ルマガジ:	ンの配信		
[,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	5.		(主な事項								
	O 6.	交流促進	(主な事項 月	民間団体と	:の交流事	業(東京					
	O 7.	企業・NF	O法人との連	携・働きた	かけ(主な事	項:			助成事業、DV被 民間支援団体との		間人材養成事
	8.	国際交流	で・海外派遣事	業(主な事	事項:						
	9.	調査研究	2(主な事項								
	O 10.	その他(主な事項: D	Ⅴ相談、□	DV被害者!	自立支持	爰講座、会	議室等施	設の提供		

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称						基金·基本財産額	千円
設置年月日	平成	年	月	日	出資者		

10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携/民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の 有無	有 名称等:	加盟団体数		١
H M	O 無	会 員 数		ĺ
地方公共団体からの助成・委託	有			İ
事業実施の有無	無			ĺ
	1. 定例会議(情報交換会等)の開催			İ
活動内容	2. 機関誌の発行			ĺ
※実施しているものに	3. 広報啓発パンフレット作成			ĺ
○をつけてください。	4. その他 (内容:			١

- 11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに〇をつけてください。
 - 〇 1. 担当者連絡会議の開催
 - 〇 2. 市町村職員研修会の開催
 - 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
 - 〇 4. 関係情報の収集提供
 - 5. 審議会等女性登用の働きかけ
 - 6. 補助金等の交付 名 利 : 交付先 :
 - 7. その他 (内容:
- 12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに〇をつけてください。
 - (1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施
 - 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
 - 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 - 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
 - 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
 - (2)女性職員の研修受講への配慮
 - 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
 - 2. 研修受講職員の男女比を配慮
 - 3. その他 内容:
- 13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	27年度予算 (千円)	28年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	391,756	412,677	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.00560 %	0.00591 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

4	公共	・調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものに〇をつけてください。	項目の設 定	国の取組に 準じた設定
	1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
	2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
	3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	0	
	4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(〇の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		
		(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
		(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
		(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
		(4) プロポーザル方式における評価項目の設定		
		(5) その他(内容:)		
	ī	ト記1~4で「ヘ」の提合け、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○た付けて/ださい		

 \downarrow 上記1~4で「〇」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に〇を付けてください。

			工事の競 争参加資 格審査に	購入な参審等 新籍争審等 おけ同の おは同の でかい のの のの のの のの のの のの のの のの のの の		参画等の 項目の設
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くる みん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。) に基づく「ユースエール」認定を取得			0	
	2	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			0	
具	(5)	役員に占める女性割合に関する項目				
体	6	管理職に占める女性割合に関する項目				
的項	7	役員や管理職への女性の登用促進のための 取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
目	8	仕事と育児・介護を両立するための取組 (法定以上の育児・介護休業制度等)				
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	10	短時間正社員制度の導入				
	11)	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	12	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			0	
	13	その他			-	

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

75.	ススドラーサを指定している正本の意味 節に 節能、女や何及の状況		
		企業の登 録・認定・ 認証制度	企業の表 彰制度
	実施の有無	0	
	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進 はに基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0	
選	3 役員に占める女性割合に関する項目	0	0
定	4 管理職に占める女性割合に関する項目	0	0
等	[5]役員や管理職への女性の登用促進のための取組	0	0
の	6 その他「登用促進等」に関する項目	0	0
基	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	0	0
準	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	0	0
华	9 短時間正社員制度の導入	0	0
	[10]男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	0	0
	[11]ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	0	
	12 その他	0	0

\rightarrow	「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称:	東京都女性活躍推進会議、とうきょう次世代育成サポート企業、東京ワークライフバランス認定企業、TOKYO働き方改革宣言企業制度
---------------	-----------------------------	--

\rightarrow	「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称:	東京都女性活躍推進大賞

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ba		\rightarrow	女性活躍推進法第23条の「協議会」に 該当する場合、その具体的名称	
2 現在はないが、今後検討する	0		その他の場合、その具体的名称	

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目 的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	0	有無	名 称	東京都女性	生活躍推進	白書			
公表周期				年		0	不定期		
公表主体 ※該当するものに ○をつけてください。	0	1. 男女共同 2. 統計情報 3. 男女共同 4. その他	に関す	る事務を総持	舌的に所管	する課	(室))

18 平成28年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

1. 広報啓発 ・ 女性の活躍推進の広報展開 ・ 「東京都女性活躍推進の古報展開 ・ 「東京都女性活躍推進の古報展開 ・ 「東京都女性活躍推進の古報展開 ・ 配偶者暴力防止講演会 ・ 配偶者暴力防止講演会 ・ 民間団体との交流事業(東京ウィメンズブラザフォーラム) ・ 配偶者暴力防止講演を無一般都民を対象にDVに関する情報を提供(年2回) ・ 日本の表表をして、アルンディングの表表をして、アルンディングの表表をして、アルンディングの表表をして、アルンディングラグスの表表を自動につかて、アルンディングラグスの表表を自動に力が、表現の名というで、大場がともにワーク・ライフ・バランスを考えるための容 発曲子の作成、配布 ・ 経営トップ層のための女性の活躍推進シンボジウム ・ 経営トップ層のための女性の活躍推進シンボジウム ・ 経営トップ層のための女性の活躍推進シンボジウム ・ 経営トップ層のための女性の活躍推進シンボジウム ・ 経営トップ層のための女性の活躍推進シンボジウムを開催する(年1回)。 生産・・ のま 意味 東京 で のま 意味 東京 で のま 意味 東京 で のま 意味 東京 で のま 意味 東京 で のま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	平原	VI 1 045410 1 74 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	美がない場合は、記入欄に記入しないでください。		
 ・ 大性の近過程生の応用機関・ ・ 「東京南水性温度速率自身に否も集別・公司を表現・シーボント を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	_	名 称	事業内容等	参加予定者数	時 期
		女性の活躍推進の広報展開	働く場での女性の多様なチャレンジや柔軟な働き方の実現、地域活動のおける女性の活躍など、白書の提言内容について、パネルディスカッションによる議論などを行う。また、女性の活躍と企業の競争力をテーマに、起業経営者・管理職層をはじめ、多くの方に参考とし	200名	通年 5月27日
現民団体との支資事業(東京ウィシスフラリフェラー 日休・グルーフによるワーツション、展示、議業会会を日間向した。	١.	配偶者暴力防止講演会		400名	10月、2
# 大概から上にアーケ・ライフ・パランスを考えられたの習	١.			3000名	
・ を習かって帰めための女性の高度推進シンボジウム ・ インメンサミハ・ ・ インメンサミハ・ ・ クリンサミハ・ ・ のの名 ・ スタ ではいままできる社会の実質に同け、男性の家事・育児寺市の機変と表して、実施・ の場所するシェルでの人を倒傷。 ・ のの名 ・ ののる ・ のの名 ・ ののる ・ のののの。 ・ のののの。 ・ のののの。 ・ のののの。 ・ のののの。 ・ ののの。 ・ のののの。 ・ ののののの。 ・ のののののの。 ・ ののののの。 ・ ののののの。 ・ ののののの。 ・ ののののの。 ・ のののののののののの		夫婦がともにワーク・ライフ・バランスを考えるための啓	出産後からではなく、子供が生まれる前から、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性を認識し、今後の生活を夫婦ともに考えるための	約150,000部	12月(予 定)
#性がに選定できら社会の実際に向け、別性の容蓋「見や事の場面」 (2 遠法		経営トップ層のための女性の活躍推進シンポジウム	企業における役員登用など女性の活躍を推進するため、経営トップ	150名	11月
□ 5. 大学中華進出当報資研修 □ 区市町村の女性化シター環保育を分類に専門的、具体的菌性を実施して、2005 (3.51月 (2.51月 (2.511月 (2.511月 (2.51111 (2.51111 (2.51111 (2.51111 (2.51111 (2.51111 (2.51111 (2.51111 (2.51111 (2.511111 (2.511111 (2.511111 (2.5111111 (2.5111111 (2.5111111 (2.511111111 (2.5111111111111111111111111111111111111		イクメンサミット	女性が活躍できる社会の実現に向け、男性の家事・育児参画の機運 醸成を図りつつ、参画意欲を行動につなげるメッセージを東京都から	200名	
版、漢券編[四、光時編[四)				久回40~60夕	4511B
に関する解除(年間)、専門家によるスーパーパイズ(月1回) 名理保険、労働のである。 に関する解除(年間)、専門家によるスーパーパイズ(月1回) 名理保険、労働の関係(年間) 発育を持ち、 と			施。(実務編1回、実践編1回、応用編1回)		
区市町村支援事業コーディネート研修 DV被害者自立支援漢庫 心民機者識力被害回復のための子供広場 DV被害者自立支援漢庫 心民機者識力被害回復のための子供広場 DV域事者の成める家園にいた子ども対象並びを適近た機能的な学習の視金を提供、小学校似学年(年6回) P性参画のための演庫 一 大性の二酸を指揮するために必要な対性の一般である。中4月(小学を) 一 大性の二酸を力が、加速の付与やな風天気験等を行う漢金を開催する(元) 一 総大生のための支援事業 一 他大生他のための支援事業 一 他大生他のための支援事業 一 他大生他のための支援事業 一 他大生他の大力ルルス減満金 他大生他の大力ルルルス減満金 一 地域で治理する大力に必要な対性の一般を表現していて、15日を収定 中でアップに向けたセミナーを制催する(5日程度) 中でアップに向けたセミナーを制催する(5日程度) 本代文性のカンタルヘルス減満金 他大生他のカンタルヘルス減満金 一 地域で治理が表現を検制しするため、基準を運動の両立やキャリア・ファブに向けたセミナーを制度する(5日程度) 本代文性の水力を加入ルルスは満着金 本代文性の水力を加入ルルスは満着金 一 地域で治理が表現を検制しするため、特殊性医・調査が固定がある。150名(予定) 2月 (予定) 地域に治される変化の温度を検制しするため、特殊性医・調査が固定したが表現な変に関係がある人の表現、大力ルルンスプラザの高・環境を検制しするため、地域における様々な理 250名(予定) 2月 (予定) は、特別な様を使用、表現が表現を検しするため、特殊性を関係があるしたもない。 2月 (19年度) 本代表の対処法などをテーマにした講演会と開催 本代表の対処法などをテーマにした講演会と開催 本代表の対処法などをテーマにした講演会と開催 本代文化の実施。 200名(予定) は、大力ループに表現の事業・大力ルルや大学生に向けたキャリアデザインコンデンツ(の書をを図る、また、Web サイトTOKYO フーケ・ライフ・パランスの推進 フーケ・ライフ・パランスの推進 フーケ・ライフ・パランスの推進 東京イルンスプラザカーラ (大学・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア			に関する研修(年1回)。専門家によるスーパーバイズ(月1回)	名	
の以情書者自立支援消産		職務関係者研修	基礎研修、分野別専門研修(年7回)	各回80~250名	
・配偶者暴力被害回復のための子供広場		区市町村支援事業コーディネート研修		各回30名	7,9月
・ 別性参屬のための清産			配偶者暴力のある家庭にいた子どもを対象遊びを通じた継続的な学	各回就学前6家族、	6-8月(就 学前) 9-11月 (小学校
・起業を子金力応援交流会 ・		男性参画のための講座	参画について、知識の付与や意見交換等を行う講座を開催する(年2		10,11,2月
・働く女性のための支援事業		起業女子全力応援交流会	起業を目指す女性を主な対象とし、情報提供、相談、助言を与えてくれる交流の場をサポートすることで、女性の起業を支援していく(5日	150名(予定)	
・地域で活躍する女性の活動を紹介するイベントについ		働く女性のための支援事業	働く女性の就業継続を支援するため、仕事と家庭の両立やキャリア	150名(予定)	10~12月 (予定)
語解決のために活躍している女性の事例や女性が参加しやすい地域活動を紹介するイベントの実施。 相談事業		働く女性のメンタルヘルス講演会		150名(予定)	2月
・相談事業 - 般相談、特別相談(DV相談、男性相談、法律相談、精神科医相部) 4. 情報収集・提供 東京ウィメンズブラザ図書資料室の運営 メルマガラ2の配信 メルマガラ22(東京ウィメンズブラザ) 東京ウィメンズブラザの書資料室の運営 メルマガラ22(東京ウィメンズブラザ) 東京ウィメンズブラザン 東窓での情報発信 アーク・ライフ・バランスの推進 アーク・ライフ・バランスの推進 アーク・ライフ・バランス実践プログラム」や「大学生に向けたキャリアデザインコンテンツ」の普及を図る。また、Webサイト「TOKYOワーク・ライフ・バランス」の連盟により、情報提供を行う。 5. 苦情処理 6. 交流促進 民間団体との交流事業(東京ウィメンズブラザフォーラム) ロ体・グループによるワークショッブ、展示、講演会等を2日間にわたり実施 配偶者等最力外国籍被害者支援のための通訳者研修を実施。また、DV防止等目間活動助成事業 に個者暴力外国籍被害者支援のための通訳者研修を実施。また、DV防止等目にかかる自主的な活動の経費の一部を助成。民間団体における人材の育成(アドバイザーの派遣) 配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議 配偶者暴力対策に係る民間支援団体上東京都が連携して被害者支援を行うため、意見交換等を行う。 女性の活躍推進に向けた都民、事業者との協働プロジェクトを実施 (東京都女性活躍推進会議 太鼓判」事業の認定等 タ性の活躍推進に向けた都民、事業者との協働プロジェクトを実施 (東京都女性活躍推進会議 太鼓判」事業の認定等 の理なが、事外派遣事業 男女平等参画の現状に関する東京都の情報や国内外の情報を把握。東京都の男女平等参画施策の実施状況について公表 原本学教画が表の実施状況について公表 の地を助成。 東京都の財報を把電の事業を把き、大鼓判」事業の認定等 (東京都の情報や国内外の情報を把握。東京都の男女平等参画施策の実施状況について公者 原本報告 (東京都の指報や国内外の情報を把握。東京都の男女平等参画施策の実施状況について公者 原本報告 (東京都の情報や国内外の情報を把 国内外の情報を把 医市口がた技術的支援を行う。 4月~3月 間や相談に答えるとともに、関き取り調査や各種情報提供を行い、支援センター機能整備を基付に同けた技術的支援を行う。			題解決のために活躍している女性の事例や女性が参加しやすい地	250名(予定)	11月
・図書資料等の収集・提供 メールマガジンの配信 ホームページでの情報提供 東京ウィシンズブラザの書資料室の運営 メルマガPlazal東京ウィシンズブラザ) 東京ウィシンズブラザホームページ SNSでの情報発信 ワーク・ライフ・パランスの推進 「ワーク・ライフ・パランス実践プログラム」や「大学生に向けたキャリアデザインコンテンツ」の音及を図る。また、Webサイト「TOKYOワーク・ライフ・パランス」の運営により、情報提供を行う。 5. 苦情処理 6. 交流促進 ・民間団体との交流事業(東京ウィメンズブラザフォーラム) 「立たない内では、動きかけ、被害者自立支援民間人材養成事業 にいて被害者直立支援民間人材養成事業 しい放正等民間活動助成事業 「配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議援を行う。のい防止等にかかる自主的な活動の経費の一部を助成。民間団体における人材の育成でドバイザーの派遣・展表がは関する東京都が連携して被害者支援を行うため、記見交換等を行う。 に個者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議援を行うため、記見交換等を行う。 に個者基力対策に係る民間支援団体との連携会議援を行うため、記見交換等を行う。 に働がプロジェクトの実施 国際交流・海外派遣事業 「実京都女性活躍推進会議太鼓判」事業の認定等) 通年 10. その他 ・区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備地支援センター機能整備や支援センター業務に関する質問を指載を提供を行い、支援センター機能整備や支援センター業務に関する質問や相談に答えるとともに、関き取り調査や各種情報提供を行い、支援センター機能整備や支援センター業務に関する質問や相談に答えるとともに、関き取り調査や各種情報提供を行い、支援センター機能整備で同かた技術的支援を行う、支援でジター機能整備で同かた技術的支援を行い、支援センター機能整備を関すた技術的支援を行う、大変技工ター機能を関すた技術的支援を行う、大変技工ター業務に関する質問や相談に答えるとともに、関き取り調査を各種情報提供を行い、支援センター機能を備に同かた技術的支援を行い、支援センター機能を備に同かた技術的支援を行い、支援センター機能を備を同かた技術的支援を行い、支援センター機能を備に同かた技術的支援を行い、支援センター機能を備に関がた技術的支援を行い、支援センター機能を備に同かた技術的支援を行が、支援を行う、支援センター機能を備に同かた技術的支援を行い、支援センター機能を備に同かた技術的支援を行い、支援センター機能を備に同かた技術的支援を行い、支援センター機能を備に同かた技術的支援を行い、支援センター機能を備に同かた技術的支援を行い、支援センター機能を備に同かた技術的支援を行い、支援センター機能を備に同かた技術的支援を行う。					
・メールマガジンの配信 メルマガPlaza(東京ウィメンズブラザ) 月1回 ・ホームページでの情報提供 東京ウィメンズブラザホームページ フィク・ライフ・パランスの権進 アワーク・ライフ・パランス実践プログラム」や「大学生に向けたキャリアデザインコンテンツ」の普及を図る。また、Webサイト「TOKYOワーク・ライフ・パランス」の運営により、情報提供を行う。 通年 5. 苦情処理 (表流促進・民間団体との交流事業(東京ウィメンズブラザフォーラム) 団体・グループによるワークショップ、展示、講演会等を2日間にわたり実施 3000名 11月 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ、被害者自立支援民間人材養成事業・た、DV被害者通影者の活動支援を行う。 DV防止等民間活動助成事業・DV防止等民間活動助成事業・DV防止等にかかる自主的な活動の経費の一部を助成。民間団体における人材の育成(アドバイザーの派遣)・配偶者暴力対策に係る民間支援団体と東京都が連携して被害者支援を行うため、意見支援等を行う。 女性の活躍推進会議太鼓判」事業の認定等・女性の活躍推進会議太鼓判」事業の認定等・女性の活躍推進会議太鼓判」事業の認定等・クサーを実施(「東京都女性活躍推進会議太鼓判」事業の認定等・クサーを実施(「東京都女性活躍推進会議太鼓判」事業の認定等・クサーを実施で、「東京都女性活躍推進会議太鼓判」事業の認定等・クトを実施(「東京都の男女平等参画施策の実施状況について公表の男女平等参画施策の実施状況について公表の男女平等参画施策の実施状況について公表の財子で発売を担ける対していて公表の財子でも機能整備や支援センター機能整備や支援センター機能整備や支援センター機能整備や支援センター機能を備や支援センター機能整備を支援でより、表別に関する質問や相談に答えるとともに、間き取り調査や各種情報提供を行い、支援センター機能整備を支援でより、表別に関する質問や相談を扱んで表別に関する質問や相談に答えるとともに、間き取り調査や各種情報提供を行い、支援センター機能整備に向けた技術的支援を行う。 4月~3月間か相談立とシター機能整備を支援でより、表別に関する質問や相談に答えるとともに、関き取り調査や各種情報提供を行い、支援・シター機能整備に向けた技術的支援を行う。					
・ SNSでの情報発信 ・ ワーク・ライフ・バランスの推進 ・ ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」や「大学生に向けたキャリアデザインコンテンツ」の普及を図る。また、Webサイト「TOKYOワーク・ライフ・バランス」の運営により、情報提供を行う。 5. 苦情処理 ・					月1回
・ワーク・ライフ・バランスの推進		11.1			
6. 交流促進			「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」や「大学生に向けたキャリアデザインコンテンツ」の普及を図る。また、Webサイト「TOKYO		通年
・民間団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム) 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・被害者自立支援民間人材養成事業 ・ DV防止等民間活動助成事業 ・ 配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議 ・ 配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議 ・ 配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議 ・ 配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議 ・ 配偶者暴力対策に係る民間支援団体と東京都が連携して被害者支援を行うため、意見交換等を行う。 安性の活躍推進に向けた都民、事業者との協働プロジェクトを実施(「東京都女性活躍推進会議 太鼓判」事業の認定等) 8. 国際交流・海外派遣事業 ・ 9. 調査研究 ・ 年次報告 ・ タルの他 ・ 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口 ・ 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進 を完全ので表する。 ・ 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進を設定を入るとともに、関き取り調査や各種情報提供を行い、支援センター機能整備に向けた技術的支援を行う。 コート・ファイル・ファイル・ファイル・ファイル・ファイル・ファイル・ファイル・ファイル	5.	苦情処理			
・被害者自立支援民間人材養成事業 ・ 放害者自立支援民間人材養成事業 ・ DV防止等民間活動助成事業 ・ 配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議 ・ 配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議 ・ 配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議 ・ 配偶者暴力対策に係る民間支援団体と東京都が連携して被害者支援を行うため、意見交換等を行う。 ・ 協働プロジェクトの実施 ・ は働プロジェクトの実施 8. 国際交流・海外派遣事業 ・ 9. 調査研究 ・ 年次報告 ・ 年次報告 ・ 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進 窓口 ・ 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進 窓口 ・ との他 ・ 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進 を定したの機能整備に向けた技術的支援を行う。		民間団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラ		3000名	11月
・ DV防止等にかかる自主的な活動の経費の一部を助成。民間団体における人材の育成(アドバイザーの派遣) ・ 配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議 ・ 協働プロジェクトの実施 ・ 協働プロジェクトの実施 8. 国際交流・海外派遣事業 ・ 9. 調査研究 ・ 年次報告 10. その他 ・ 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口 と 京市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進 窓口 DV防止等にかかる自主的な活動の経費の一部を助成。民間団体における人材の育成(アドバイザーの派遣) 配偶者暴力対策に係る民間支援団体と東京都が連携して被害者支援を行うため、意見交換等を行う。 本性の活躍推進に向けた都民、事業者との協働プロジェクトを実施(「東京都女性活躍推進会議 太鼓判」事業の認定等) 勇女平等参画の現状に関する東京都の情報や国内外の情報を把握。東京都の男女平等参画施策の実施状況について公表 2. との他 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口 区市町村の支援センター機能整備や支援センター業務に関する質問や相談に答えるとともに、関き取り調査や各種情報提供を行い、支援センター機能整備に向けた技術的支援を行う。					
・配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議 配偶者暴力対策に係る民間支援団体と東京都が連携して被害者支援を行うため、意見交換等を行う。 女性の活躍推進に向けた都民、事業者との協働プロジェクトを実施(「東京都女性活躍推進会議 太鼓判」事業の認定等) 8. 国際交流・海外派遣事業 ・ 9. 調査研究 ・年次報告 男女平等参画の現状に関する東京都の情報や国内外の情報を把握。東京都の男女平等参画施策の実施状況について公表 10. その他 ・区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口 と市町村の支援センター機能整備や支援センター業務に関する質問や相談に答えるとともに、関き取り調査や各種情報提供を行い、支援センター機能整備に向けた技術的支援を行う。	١.	DV防止等民間活動助成事業	DV防止等にかかる自主的な活動の経費の一部を助成。民間団体に		
・協働プロジェクトの実施 女性の活躍推進に向けた都民、事業者との協働プロジェクトを実施 (「東京都女性活躍推進会議 太鼓判」事業の認定等) 8. 国際交流・海外派遣事業 ・ 9. 調査研究 ・ 年次報告 10. その他 ・ 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進 窓口 区市町村の支援センター機能整備や支援センター業務に関する質問や相談に答えるとともに、聞き取り調査や各種情報提供を行い、支援センター機能整備に向けた技術的支援を行う。	•	配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議	配偶者暴力対策に係る民間支援団体と東京都が連携して被害者支		
8. 国際交流・海外派遣事業 9. 調査研究 ・年次報告 10. その他 ・区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進 窓口 2市町村の支援センター機能整備や支援センター機能整備や支援センター業務に関する質問や相談に答えるとともに、聞き取り調査や各種情報提供を行い、支援センター機能整備に向けた技術的支援を行う。	-	協働プロジェクトの実施	女性の活躍推進に向けた都民、事業者との協働プロジェクトを実施		通年
・年次報告 男女平等参画の現状に関する東京都の情報や国内外の情報を把握。東京都の男女平等参画施策の実施状況について公表 10. その他 ・区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口 2市町村の支援センター機能整備や支援センター業務に関する質問や相談に答えるとともに、関き取り調査や各種情報提供を行い、支援センター機能整備に向けた技術的支援を行う。	8.	国際交流・海外派遣事業			
・区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進 窓口 窓口 支援センター機能整備に向けた技術的支援を行う。 4月~3月					
		区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進	問や相談に答えるとともに、聞き取り調査や各種情報提供を行い、	4月~3月	
	 - 	東京都女性活躍推進大賞の贈呈	支援センター機能整備に向けた技術的支援を行う。	2月中旬	

			※該当する時点の番号にO3 1:平成28年4月1日	<u>とののできてい。</u> その他: 平成年月日					
議	会	名	東京都議会	(CO)(E. T / / / T T					
			明記した規定(産休や欠席の事))がありますか。1~3のいず	1.欠席事由として明記した規定がある。					
れか一つを選	択してくだ	さい。		2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。	1				
				3. その他(欠席の例がない, 不明等)					
	て明記した	た規定」とは、	どのような規定ですか。1~3の	1.標準都道府県議会会議規則と同様。					
	則につい	ては下記を参	照してください 、条文の構造が同じであれば	2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。	1				
「同様」を選択			、未又の悔追か问じでめれば	3.その他					
【参考】 標準都道府県 第二条 議員に い。			り他の事故のため出席できない	ときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければ	ばなら				
第2条 ② 議員は、出 標準町村議会 第二条			ときは、日数を定めて、あらかじ	め議長に欠席届を提出することができる。					
	のため出	席できないとき	きは、日数を定めて、あらかじめ	議長に欠席届を提出することができる。					
2 議員が出産 問3. 議会のク の事由(例:配	ス席事由と 偶者の出	して, 議員の 産, 育児, 介i	仕事と生活の両立の観点から 獲等)を明記した規定があります	T					
2 議員が出産 問3. 議会のク の事由(例:配 か。1~3のう ※()内は例示 から明示したた	ス席事由と 偶者の出 ちいずれん であり、これ 見定があれ	して,議員の 産,育児,介記 か一つを選択し れ以外の事由 いば1.を選択	仕事と生活の両立の観点から 養等)を明記した規定があります してください。 でも仕事と生活の両立の観点 してください。	T					
2 議員が出産 問3. 議会のク の事由(例:配 か。1~3のう ※()内は例示 から明示したた	て席事由と 偶者の出 ちいずれん であり、これ 見定があれ 欠席と同じ	して、議員の住所、 産、育児、介証 か一つを選択して以外の事由 はば1.を選択 条文で明記し	仕事と生活の両立の観点から 養等)を明記した規定があります ってください。 でも仕事と生活の両立の観点 してください。 ている場合には、本間の回答	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上仕事と生活の両立のための欠席を	_				
2 議員が出産 問3. 議会の分の事由(例:配合の事) の事由(例:配合の会のです。 ※()内はではないのです。 から明示したは ※出産に伴う: にも、「規定が	て席事由と 偶者の出 ちいずれた 見定があり、これ 欠席と ある」と回	して、議員の 産、育児、介記 か一つを選択し れ以外の事由 いば1.を選択 条文で明記し 条文で明記し 答してください	仕事と生活の両立の観点から 養等)を明記した規定があります ってください。 でも仕事と生活の両立の観点 してください。 ている場合には、本間の回答。 います。当該規定(規則、条例)	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上仕事と生活の両立のための欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他 等)の該当部分の規定を記入(または添付)してください。	_				
2 議員が出産 問3. 議会の分の事由(例:配合の事) の事由(例:配合の会のです。 ※()内はではないのです。 から明示したは ※出産に伴う: にも、「規定が	ス席事由と ス偶もいが。 のであれたで 見定席と 見文席る」と ある」と を選択した	して、議員の 産、育児、介記 か一つを選択し れ以外の事由 いば1.を選択 条文で明記し 条文で明記し 答してください	仕事と生活の両立の観点から 隻等)を明記した規定があります てください。 でも仕事と生活の両立の観点 してください。 、ている場合には、本間の回答	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上仕事と生活の両立のための欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他 等)の該当部分の規定を記入(または添付)してください。	-				
2 議員が出産 問3. 議会の介の事由(例:配うの事由(例:配うの事由(例:配うの事由(例):配うのののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	ス席事の出た。 まの出れがで見たいのでは、 での見たがとした。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、いったでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	して、議員の 産、育児、介語 か一つを選択し れ以外の事由 しば1、を選択し 条文で明記 答してください 場合にお何し 名	仕事と生活の両立の観点から 養等)を明記した規定があります ってください。 でも仕事と生活の両立の観点 してください。 ている場合には、本間の回答。 います。当該規定(規則、条例)	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上仕事と生活の両立のための欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他 等)の該当部分の規定を記入(または添付)してください。					

都道府県名 13 東京都

以下のデータの調査時点をお答えくた	さい (#	な当する味点に○をつけ その他の世	스	體本年日日	ま記 入してください)			
平成28年4月1日現在	0	平成28年5月1日現在	о д ,о		その他:平成	 月	日現在	

都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

46 小児慢性特定疾病審査会

計

女性委員0の審議会数

合

知 ※該当する方にOをつけてください	女性 〇 男性 任期:平成	26 年	2 月 11 日	~ 平成	30	年	2	月 10 日
의 되 호	2 1	(七性		甲性	2	1)		

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等 * 平成28年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、28年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。 新たに追加・変更・廃止等がありましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入してください。 審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていない 委員総数 うち女性委員数 女性委員の割合 備考 ものには番号の前の欄に×を記入してください) 都道府県防災会議(会長を含む) 都道府県防災会議(委員のみ) 65 2 3.1 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名す 13 0 0.0 ○1985年 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機 1 0 0.0 関の長 3号 当該都道府県の教育委員会の教育長 0 1 0.0 4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長 O 0.0 5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者 23 0 0.0 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県 6号 5 0 0.0 の知事が任命する者 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又 19 0 0.0 コ版計画の所が必要が必要がありて来があった。 は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者 自主防災組織を構成する者又は学職経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する 8문 2 2 100.0 2 国土利用計画地方審議会 23 4 174 3 土地利用審査会 6 3 50.0 4 都道府県交通安全対策会議 0 32 0.0 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。 7 28 6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会) 21 6 28.6 7 精神医療審査会 30 23.3 8 都道府県生活衛生適正化審議会 13 4 30.8 9 都道府県医療審議会 24 4 16.7 10 准看護師試験委員 17 9 52.9 11 麻薬中毒審査会 0 0.0 5 12 地方社会福祉審議会 27 10 37.0 13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関 28.4.1時点未選任 14 国民健康保険審査会 22.2 9 15 都道府県農業共済保険審査会 10 1 10.0 16 都道府県森林審議会 14 3 21.4 17 都道府県建設工事紛争審査会 39 10 25.6 18 建築審査会 7 2 28.6 19 都道府県建築士審査会 10 4 40.0 20 都道府県都市計画審議会 33 4 12.1 21 開発審査会 3 42.9 7 22 私立学校審議会 20 1 5.0 23 石油コンビナート等防災本部 24 公害健康被害認定審査会 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 60 2 3.3 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会) 26 都道府県児童福祉審議会 39 15 38.5 地方港湾審議会 27 37 3 8.1 28 土地区画整理審議会 71 4 5.6 29 教科用図書選定審議会 20 8 40.0 介護保険審査会 39 15 38.5 30 31 道府県固定資産評価審議会 12 16.7 32 感染症の診査に関する協議会 81 16 198 33 警察署協議会 851 363 42.7 34 土地収用事業認定審議会 28.6 7 2 35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会 36 国民保護協議会 68 1.5 37 地方独立行政法人評価委員会 17 4 23.5 38 市街地再開発審査会 42 9 21.4 39 都道府県職員委員会 40 自然再生協議会 41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等) 4 57.1 42 後期高齢者医療審査会 9 11.1 43 留置施設視察委員会 10 2 20.0 44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送 及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会 25 1 4.0 45 指定難病審査会 22 9.1

6

1.864

541

16.7

29.0

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

77.	日加瓜(別100米の)(に盛り)女員女子の女員女		1		
	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	5	2	40.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	39	5	12.8	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	15	0	0.0	
9	内水面漁場管理委員会	8	0	0.0	
	合 計	92	12	13.0	•
	女性委員0の委員会数	4			